

四日市市告示 第67号

四日市市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月1日

四日市市長 森 智広

四日市市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱
四日市市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱（平成16年四日市市告示第310号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（閲覧の予約）</u></p> <p><u>第2条 法第11条の規定に基づく閲覧を請求する者（以下「請求者」という。）又は法第11条の2の規定に基づく閲覧の申出を行う者（以下「申出者」という。）は、閲覧をしようとする日（以下「閲覧日」という。）の3週間前までに予約をしなければならない。ただし、請求者又は申出者が緊急を要する場合については、この限りでない。</u></p> <p>（閲覧の請求及び申出と審査）</p> <p><u>第3条 市長は、請求者に対して、住民基本台帳閲覧請求書（第1号様式。以下「請求書」という。）及び住民基本台帳閲覧誓約書（第2号様式）の提出を求め、その内容を審査するものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>申出者</u>に対して、住民基本台帳閲覧申出書（第3号様式。以下「申出書」という。）及び住民基本台帳閲覧誓約書の提出を求め、その内容及び当該申出の相当性を審査するものとする。</p>	<p>（閲覧の請求及び申出と審査）</p> <p><u>第2条 市長は、法11条の規定に基づく閲覧を請求する者（以下「請求者」という。）に対して、住民基本台帳閲覧請求書（第1号様式。以下「請求書」という。）及び住民基本台帳閲覧誓約書（第2号様式）の提出を求め、その内容を審査するものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>法第11条の2の規定に基づく閲覧の申出を行う者（以下「申出者」という。）</u>に対して、住民基本台帳閲覧申出書（第3号様式。以下「申出書」という。）及び住民基本台帳閲覧誓約書の提出を求め、その内容及び当該申出の相当性を審査するものとする。</p>

3 市長は、前2項の場合において必要と認めるときは、請求書又は申出書の記載内容についての説明を求め、又は当該記載内容を明らかにする次の各号に掲げる資料の提出を求めるものとする。

(1) プライバシーマークが付与された書類等個人情報の保護に係る対応が分かる書類

(2) ダイレクトメール、アンケート用紙等請求事由に係る調査、案内等の内容が分かる資料

(3) 法人の登記事項証明書等法人の概要が分かる資料

(4) 委託を受けて閲覧の申出を行う場合は、委託者との関係を証明する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第4条 (略)

(郵便による閲覧請求及び申出についての取扱い)

第5条 市長は、郵便による閲覧の請求又は申出があった場合においては、原則として第3条及び第4条の規定に準じて取り扱うものとする。

(閲覧に供する名簿の作成)

第6条 閲覧に供する名簿の作成は、4月1日及び10月1日現在の住民基本台帳に基づき、それぞれ4月及び10月に改製するものとする。

3 市長は、前2項の場合において必要と認めるときは、請求書又は申出書の記載内容についての説明を求め、又は当該記載内容を明らかにする書類の提出を求めるものとする。

第3条 (略)

(郵便による閲覧請求及び申出についての取扱い)

第4条 市長は、郵便による閲覧の請求又は申出があった場合においては、原則として第2条及び第3条の規定に準じて取り扱うものとする。

第7条 (略)

(閲覧者の本人確認)

第8条 請求者が閲覧する場合は、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書を提示しなければならない。

2 申出者が閲覧する場合は、次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。

- (1) 個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した顔写真が貼付された身分証明書で、市長が適当と認める書類
- (2) 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便その他市長が適当と認める方法により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書(第5号様式)及び健康保険証、公的年金証書その他市長が適当と認める書類

第9条 (略)

(閲覧人数と日数)

第10条 閲覧の日数は半期(4月1日から9月30日までと10月1日から3月31日までの間)ごとに半日を1単位として8単位を限度とする。

2 閲覧は、1単位につき1人に限り行うことができる。

(閲覧情報使用後の処分)

第11条 市長は、閲覧により知り得た事項の

第5条 (略)

第6条 (略)

(閲覧人数と日数)

第7条 閲覧者の人数は請求又は申出1件につき1名とし、日数は半期(4月1日から9月30日までと10月1日から3月31日までの間)ごとに半日を単位として4日間を限度とする。

(閲覧情報使用後の処分)

第8条 市長は、閲覧により知り得た事項の管

<p>管理及び情報の処分の方法が明らかになる書類として、<u>閲覧情報管理状況報告書（第6号様式）</u> その他市長が適当と認める書類を求めるものとする。</p> <p><u>第12条</u> （略）</p> <p>（閲覧状況の公表）</p> <p><u>第13条</u> 市長は、<u>法第11条第3項及び法第11条の2第12項の規定により、毎年度1回、前年度の閲覧の状況について公表するものとする。</u></p> <p><u>第14条</u> （略）</p>	<p>理及び情報の処分の方法が明らかになる書類として、<u>閲覧情報管理状況報告書（第5号様式）</u> その他市長が適当と認める書類を求めるものとする。</p> <p><u>第9条</u> （略）</p> <p><u>第10条</u> （略）</p>
---	--

第5号様式を次のように改める。

(第5号様式)

年 月 日

閲覧者

様

四日市市長

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧申出を受け付けました。上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記の回答書に署名し、押印の上、あなたご自身が持参してください。

(ご注意)

回答書は閲覧当日、必ず持参してください。郵送等された場合は、受付できません。

年 月 日

回 答 書

(あて先) 四日市市長

年 月 日に行われた住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

住所 _____

氏名 _____ 印

第 5 様式の次に、次の 1 様式を加える。

(第6号様式)

閲覧情報管理状況報告書

平成 年 月 日

四日市市長

請求者 (申出者)	住所(所在地):
	請求機関名・法人名:
	氏名 又は 事務責任者・代表者名: 印(代表者印)
	電話番号 : () -
閲覧日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
閲覧件数	計 件

上記の住民基本台帳の閲覧によって得た情報(閲覧情報)について、電算処理等加工したものを含め、責任をもって管理および処分しました(処分予定)ので、下記のとおり報告します。

記

1、閲覧情報の管理の方法

2、閲覧情報の管理の場所

3、申出時の閲覧事項取扱者について 変更なし ・ 変更がある [変更点を具体的に記入して下さい]

4、

5、閲覧情報の処分年月日

処分済 ・ 処分予定

5、閲覧情報の処分方法

- この報告書は、処分後、または市から請求があった場合は、すみやかに提出してください。
- この報告書を提出されない場合や、内容に不備や疑わしい点等がある場合、次回から四日市市での閲覧をお断りする場合があります。

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

(市民文化部 市民課)